

## 小樽市子ども・子育て会議の運営について

平成25年度第1回小樽市子ども・子育て会議(平成 25 年 8 月 29 日)承認

### 1 会議の公開等

会議は、公開とする。ただし、会長は、以下のいずれかに該当すると認めた場合は、会議を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、会議の公平かつ円滑な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 公開することにより、第三者の利益を害するおそれがある場合
- (3) その他正当な理由がある場合

会長は、会議の秩序保持に必要と認めるときは、傍聴者の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### 2 会議の傍聴等

会議の傍聴については、小樽市議会傍聴規則に準じて取り扱うものとする。

傍聴できる人数は、会議室の都合によりあらかじめ定めるものとし、先着順にて受付する。報道関係者による写真撮影は会議の開会前までとする。

### 3 会議録

会議録には、以下の事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項

会議録は、発言者等の氏名を記載せず、発言内容を要約した会議概要とする。

会議の会議録及び配布資料は公開する。ただし、会長は、以下のいずれかに該当すると認めた場合は、会議録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、会議の公平かつ円滑な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 公開することにより、第三者の利益を害するおそれがある場合
- (3) その他正当な理由がある場合

公開は、小樽市ホームページへの掲載により行うものとする。

以上